

【協議事項】乗合タクシーの停留所の休止・新設 と経路変更について

1 目的

路線バスが運行していない交通空白地帯において、地域住民が利用しやすい停留所に変更して、利便性の向上を図る。

また、経路を見直し、より高い運行の安全性の確保を図る。

2 運行事業者

有限会社早川観光タクシー

3 停留所の新設・廃止をする系統とその停留所

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 関係する系統 | 東塚・赤沢・ひばの木線
高谷根・ひばの木線 |
| (2) 新設する停留所名称 | 出集落センター |
| (3) 新設する停留所位置 | 糸魚川市大字上出 747 番地 1 付近 |
| (4) 廃止する停留所名称 | 出集落センター駐車場 |

4 経路変更する系統とその区間の路線

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 高谷根・ひばの木線 | 新設する区間 市道両出線の一部
廃止する区間 市道月不見線の一部 |
| (2) 音坂・猿倉・宮平・ひばの木線 | 新設する区間 市道吹原越戸線の一部、県道湯之河内梶屋敷停車場線の一部、
市道東平線の一部、市道吹原線の一部
廃止する区間 市道吹原越戸線の一部 |

5 停留所の新設・廃止及び経路変更を実施する期日

平成 27 年 1 月 6 日（予定）

6 協議の提案理由

- (1) 東塚・赤沢・ひばの木線及び高谷根・ひばの木線の「出集落センター駐車場」停留所は、風雨等をしのぐ上屋等がなく、また利用者にわかりづらい位置にあるため、これを廃止し、新たに「出集落センター」停留所を設けて、利用者の利便性の向上を図る。
- また、これに伴い、東塚・赤沢・ひばの木線の経路を「出集落センター」を通過するよう一部変更する。
- (2) 音坂・猿倉・宮平・ひばの木線は、起伏の激しい中山間地を通過するため、冬期間運行に危険性の高い区間等があるので、経路の一部変更により、より高い運行の安全性の確保を図る。